

・・・高額療養費の見直し(70歳未満)・・・

見直し前	
月単位の上限額(円)	
上位所得者 (年収約770万円～)	150,000+ (医療費-500,000)×1%
一般所得者 (上位所得者-低所得者以外)	80,100+ (医療費-267,000)×1%
住民税非課税	35,400

見直し後平成27年1月～	
月単位の上限額(円)	
年収約1,160万円～	252,600+(医療費-842,000)×1%
年収約770～1,160万円	167,400+(医療費-558,000)×1%
年収約370～770万円	80,100+(医療費-267,000)×1%
～年収約370万円	57,600
住民税非課税	35,400

高額療養費の自己負担限度額は所得に応じて定められていますが、平成27年1月1日から70歳未満の所得区分細分化により自己負担限度額が3区分から5区分へ、細かく分けられます。

自己負担額が細分化されました

改正のポイント

- 改正の対象は70歳未満
- 年収約770万円以上(標準報酬月額53万円以上、基礎控除後の所得600万円以上)の方は負担が増える
- 年収約370万円未満(標準報酬月額26万円以下、住民税非課税・基礎控除後の所得210万円以下)の方は負担が減る



高額療養費制度が改正！ どう変わったの？

高額になった医療費の一部を払い戻す公的な仕組み「高額療養費制度」が今年の1月に見直しされました。どのように改正されてどんな影響があるのかチェックしてみてください。



平成27年1月から健康保険の高額療養費制度が変わったと聞きました。どのように変わったのですか？

30才(主婦)(福岡市在住)

病気がケガをして入院や手術、通院などで治療費が高額になると、医療費の自己負担を軽くしてくれる高額療養費制度というものがあります。

これまでも社会保険の医療・介護保険制度のセイフティネット機能の強化などのため高額療養費制度の改正が行われてきました。

高額になった医療費の一部を払い戻す公的な仕組みです。



高額療養費制度ってこんな制度

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、毎月(月の初めから終わりまで)で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。



212,570円が高額療養費として支給され、実際の自己負担は87,430円となります。

- 70歳以上の場合はより下よりさらに自己負担が増えます
- 健康保険の受給者や国民健康保険に加入している人に限るのほかに、その人が加入している健康保険の保険料を納めた自己負担額も、1ヵ月(適用)単位で合算し、その金額が一定額を超えたときも保険の対象となります

利用しないもったいない制度

生命保険文化センターの調査では、入院したのに高額療養費制度を利用しなかった人は3割の1以上35.5%に達しています。

健康保険などの社会保障制度は、申請しなければ活用できません。国の公的医療保険である健康保険の知識を身につけておくことがとても大切なことです。医療費が高額になったときには、健康保険の高額療養費などを利用し、活用して貯蓄などを取り崩さなくていいようにしましょう。

自分に合った保障選びを心がけることが大事

「心配だから」となんとなく民間の医療保険に加入すると、ただ満額とお金を払い続けることになってしまいます。公的な医療保険制度をおさなえる保障が、掛金と保障のパラメータはどうかを、よく吟味して自分に合った保障を選択するようにしましょう。

超高齢化を迎える日本は、これからは医療費などの社会保障費の増加に伴い、健康保険料の負担増も予想されます。貯蓄などの備えも充実しつつ、掛金負担の少ない共済を検討するなどして、必要な分だけ効率的に民間の保険を活用するようにしましょう。

近年の高額療養費制度の主な改正

制度改正(施行年月)	改正内容
平成20年4月	高額医療・高額介護合算制度の創設
平成24年4月	外來の高額療養費の対象化

今までも高額療養費制度の改正が行われてきました。



しっかりと知識がないと、せっかくの公的な医療制度も活用できません。ですね。



必要な分だけ民間の保険を活用することがポイント！健康保険も検討してみてください。